



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 について（申請期限が令和4年12月末まで延長）

令和3年7月1日から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請を受付しているところですが、申請期限が令和4年9月30日から令和4年12月31日に延長されました。

- 申請受付 桐生市役所1階（福祉課）、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課
- 受付期間 令和3年7月1日（木）～令和4年12月31日（土）
※12月29日～12月31日の閉庁期間は郵送申請のみ受け付けておりません。ご希望の場合は12月28日（水曜日）までにご連絡下さい。
- 対象者 都道府県社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等で、収入や資産、求職等の要件を満たす世帯。
- 支給額 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円
- 支給期間 初回支給（最大3か月）に加え、再支給（最大3か月）が可能。
※初回支給については、該当すると思われる方へ通知文を郵送します。
- 内容 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在します。
こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の需給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。



【問い合わせ】
保健福祉部福祉課社会福祉係
担当 増子、渡邊
TEL 0277-46-1111（内線271・285）